

議案第5号

二宮町武道館条例の一部を別紙のように改正する。

令和5年2月28日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

使用料の減免について、他の施設の減免規定との整合を図ることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町武道館条例の一部を改正する条例

二宮町武道館条例（昭和54年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（使用料の減免）

第8条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより使用料を減免することができる。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の二宮町武道館条例の規定により承認された使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

(議案第5号) 二宮町武道館条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(使用料の減免)</u> 第8条 前条の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、規則の定めるところにより使用料を減免することができる。</p>	<p><u>(使用料の減免)</u> 第8条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>(1) 公共団体及び公共的な団体が公用又は公益のために使用するとき。</u> <u>(2) その他教育委員会が公益上必要と認めるとき。</u></p>